

愛媛県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する制度要綱
第1章 【省略】

第2章

(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請書等の審査等)

第3条 法、省令及びこの要綱により知事に提出される住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に係る申請書、届出書、報告書その他の書類（以下「登録申請書等」という。）の提出先は、地方局建設部建築指導課とする。但し、四国中央土木事務所管内においては四国中央土木事務所用地管理課、八幡浜土木事務所管内においては八幡浜土木事務所管理課とし、正本1通及び副本1通を提出するものとする。但し、省令第7条に定める住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請及び同第17条に定める登録事業等変更届出に係る書類等はセーフティネット住宅情報提供システム上で電子データにより提出することができるものとする。

2～3 【省略】

(登録申請書の添付書類)

第4条 省令第10条第7号に規定する知事が必要と認める書類は、登録申請者、建物の所有者、転貸人及び法定代理人（以下「登録申請者等」という。）の住民票（法人の場合は、役員全員の住民票）とする。但し、登録申請者等が宅地建物取引業者、住宅宿泊管理者又は登録賃貸住宅管理業者のいずれかに該当する場合は、住民票の添付を省略することができる。

【削る】

【削る】

2 【省略】

第5条～第15条【省略】

第3章 【省略】

第4章 【省略】

附 則

1 この要綱は、平成29年10月25日から適用する。

附 則

1 改正後の要綱は、平成30年4月2日から適用する。

附 則

1 改正後の要綱は、平成30年7月10日から適用する。

愛媛県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する制度要綱
第1章 【省略】

第2章

(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請書等の審査等)

第3条 法、省令及びこの要綱により知事に提出される住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に係る申請書、届出書、報告書その他の書類（以下「登録申請書等」という。）の提出先は、地方局建設部建築指導課とする。但し、四国中央土木事務所管内においては四国中央土木事務所用地管理課、八幡浜土木事務所管内においては八幡浜土木事務所管理課とし、正本1通及び副本1通を提出するものとする。

2～3 【省略】

(登録申請書の添付書類)

第4条 省令第10条第12号に規定する知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 住戸の床面積計算式（壁芯による計算）。但し、共同居住型賃貸住宅については、各居室の床面積計算式（壁芯による計算）を含む。(2) 登録申請者、建物の所有者、転貸人及び法定代理人の住民票（法人の場合は、役員全員の住民票）。

2 【省略】

第5条～第15条【省略】

第3章 【省略】

第4章 【省略】

附 則

1 この要綱は、平成29年10月25日から適用する。

附 則

1 改正後の要綱は、平成30年4月2日から適用する。